

「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」について

1 基本計画

日本郵政公社の業務等の承継については、郵政民営化法第 161 条第 1 項の規定により、まず内閣総理大臣及び総務大臣が、その基本的内容を「日本郵政公社の業務等の承継に関する基本計画」として、平成 18 年 1 月 25 日に策定した。

同基本計画は、以下の事項について、その基本的内容を定めたものである。

- ① 承継会社等に引き継がせる業務その他の機能の種類及び範囲に関する事項
- ② 承継会社等に承継させる資産、債務その他の権利及び義務に関する事項
- ③ 承継会社に引き継がせる職員に関する事項
- ④ その他承継会社等への業務等の適正かつ円滑な承継に関する事項

2 実施計画に関する命令

内閣総理大臣及び総務大臣は、日本郵政が上記の基本計画に基づき実施計画を作成する方法等について、「日本郵政公社の業務等の承継に係る実施計画に関する命令」を平成 18 年 1 月 26 日に制定した。

同命令では、以下のように定められている。

- ① 実施計画の作成の考え方を示した実施計画の骨格を、平成 18 年 7 月 31 日までに作成のうえ提出すること。
- ② 実施計画の作成に当たっては、
 - ・ 承継会社等に引き継がせる業務等に関する目録及び図面等を添付すること。
 - ・ 承継会社等に承継させる資産及び負債については、一般に公正妥当な企業会計基準により区分すること。
 - ・ 承継会社に引き継がせる職員については、帰属先を書面等で明らかにすること。
 - ・ 承継会社が行う業務についてその運営の内容及び見通しや銀行法等の法令に適合して業務を行うこととなることを明らかにすること。 等

3 実施計画の作成に当たって留意すべき事項

実施計画の作成に当たっては、平成 18 年 9 月 1 日の郵政民営化推進本部により、郵政民営化委員会が示した以下の事項に留意するよう指示がなされている。

- ① 資産及び負債の点検の実施
- ② 業務遂行におけるコンプライアンス態勢の整備
- ③ ガバナンス面における内部統制システムの確立
- ④ グループ経営における経済合理性と投資家の信認の確保
- ⑤ 人材の有効活用
- ⑥ 郵便局ネットワークの水準の維持等
- ⑦ 郵便局株式会社の健全経営の確保

4 実施計画の審査に当たって確認すべき事項

実施計画の審査に当たっては、これまでの国会での審議を踏まえ、以下の事項について確認する必要がある。

① 国会での附帯決議（平成１７年１０月１４日 参議院・郵政民営化に関する特別委員会）のうち実施計画に係る項目

- ・ 郵便局ネットワーク
 - ・ 郵便局会社と金融二社との長期・全国一括の代理店契約の締結
 - ・ 職員のモラルの維持・向上、雇用の安定化
 - ・ 郵便局舎の賃貸借契約の適切な対応
- 等

② 実施計画に係る国会での答弁

- ・ 郵便局ネットワーク
 - ・ 長期・安定的な代理店契約の義務付け
 - ・ 金融二社及び郵便局会社の業務の適切かつ円滑な承継を可能とするための委託手数料
 - ・ 職員の帰属
- 等

5 実施計画に係る法定手続

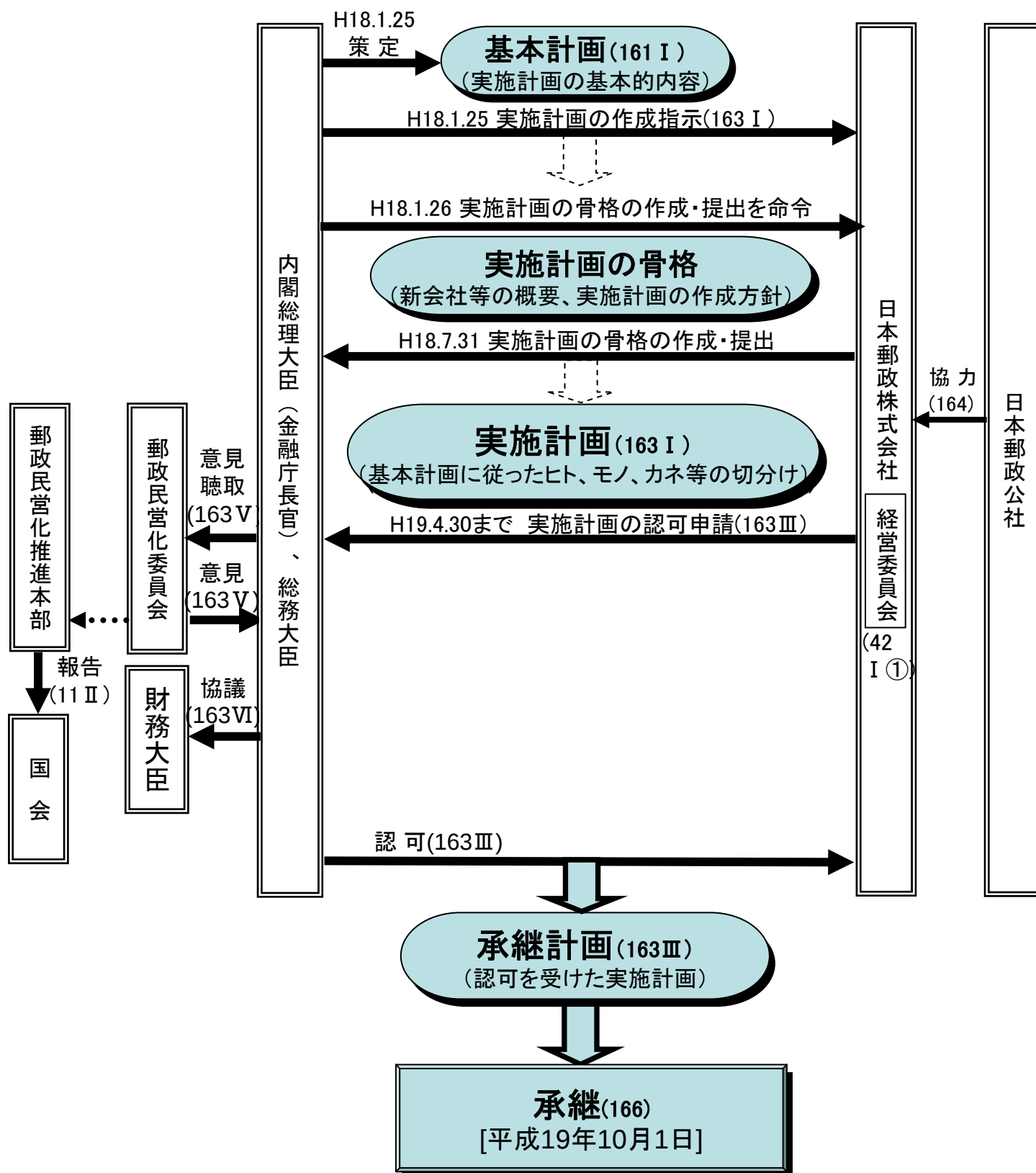
① 日本郵政株式会社は、内閣総理大臣及び総務大臣が定める期間内に基本計画に従い実施計画を作成し、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。（第１６３条第３項）

② 内閣総理大臣及び総務大臣は、認可をしようとするときは、郵政民営化委員会の意見を聴かななければならない。（第１６３条第５項）

③ 内閣総理大臣及び総務大臣は、認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。（第１６３条第６項）

④ 郵政民営化推進本部は、郵政民営化委員会が実施計画の認可について意見を述べたときは、その内容を国会に報告しなければならない。（第１１条第２項）

（注）今国会の会期は、６月２３日までである。

日本郵政公社の業務等の承継(ヒト、モノ、カネ等の切分け)に関するプロセス

実施計画に関連する参議院附帯決議及び国会における答弁〔抄〕

(◎：附帯決議 ○：国会答弁)

1 各承継会社等に引き継がせる業務その他の機能の種類及び範囲

(郵便貯金銀行の融資業務)

- 郵便貯金銀行の融資業務の範囲については、実施計画を待ってしっかりと適切な対応をしていく。(第164回 衆・総務委員会(平成18年2月16日) 竹中国務大臣答弁に同旨)

(郵便貯金銀行の住宅ローン)

- 住宅ローン等どういう事業をやるかに関しては、実施計画を出していただいて、その中で実際に四分社化、どのように切り分けをしてどんなビジネスをやっているかについて計画を出していただく。(第164回 参・行政監視委員会(平成18年6月5日) 竹中国務大臣答弁に同旨)

(経営方針)

- どういうビジネスモデルで、どのような形で運営していくのか、そのときに収支規模がどうなるかについては、実施計画を作る中で示されてくる。(第164回 衆・決算行政監視委員会第二分科会(平成18年6月5日) 竹中国務大臣答弁に同旨)

2 各承継会社等に承継させる資産、債務その他の権利及び義務

(資産・負債の切分け)

- 分社化される各社の資産、負債については、最終的には承継計画でしっかりした手続を経て決まってくる。(第162回 参・郵政民営化に関する特別委員会(平成17年7月15日) 竹中国務大臣答弁に同旨)

(郵便貯金銀行の自己資本比率)

- 郵便貯金銀行の自己資本比率は、承継計画に基づく資産負債の切り分けによって決まってくる。(第162回 衆・郵政民営化に関する特別委員会(平成17年7月4日) 竹中国務大臣答弁に同旨)

(ロゴマークの使用等)

- ◎民営化後の各会社については、ロゴマークの統一、活発な人事交流等により、郵政グループとしての一体感の醸成を図り、職員のモラルの維持・向上に万全を期すること。特にロゴマークについては、国営、公社の時代を通じて長年国民に親しまれてきた貴重な財産であり、引き続き使用すること。(附帯決議第5項)

3 各承継会社に引き継がせる職員

(職員の帰属)

○具体的な職員の帰属については、新会社の経営委員会が承継計画においてきちっと定めていく。(第163回 参・郵政民営化に関する特別委員会(平成17年10月13日) 竹中国務大臣答弁に同旨)

(職員の雇用・労働条件)

◎職員が安心して働ける環境づくりについて、以下の点にきめ細やかな配慮をするなど適切に対応すること。

- 1 現行の労働条件及び処遇が将来的にも低下することなく職員の勤労意欲が高まるよう十分配慮すること。
- 2 民営化後の職員の雇用安定化に万全を期すること。
- 3 民営化の円滑な実施のため、計画の段階から労使交渉が支障なく行われること。
- 4 労使交渉の結果が誠実に実施されること。
- 5 新会社間の人事交流が円滑に行われること。

(附帯決議第11項)

○職員の雇用・労働条件への配慮については、法律によって新会社において確実に確保、具体的には、承継計画で定めるところに従い全職員いずれかの新会社の職員になるということが郵政民営化法167条で規定されている。(第163回 参・郵政民営化に関する特別委員会(平成17年10月13日) 竹中国務大臣答弁に同旨)

(ゆうメイトの雇用問題)

○ゆうメイトと呼ばれる非常勤職員については、承継会社への移行に当たっては、承継計画によるのではなく、承継会社との間において新たに労働契約を締結することになるものと想定している。(第162回 参・郵政民営化に関する特別委員会(平成17年7月22日) 竹中国務大臣答弁に同旨)

(労使関係)

◎民営化後においても良好な労使関係の維持に努めるとともに、万一、労働争議が発生した場合にも特別送達等の公的サービスはしっかり担保されるよう、万全の体制を構築すること。(附帯決議第12項)

4 その他各承継会社等への業務等の適正かつ円滑な承継に関する事項

（持株会社の株式処分のスケジュール）

- 持株会社の株式処分のスケジュールについては、今後出てくる承継計画が出てくるのを待って、その中でいろいろなことがまさに民間の知恵で議論をされていく。（第164回 衆・予算委員会（平成18年3月2日）竹中国務大臣答弁に同旨）

（郵便局ネットワーク）

- ◎国民の貴重な財産であり、国民共有の生活インフラ、セーフティネットである郵便局ネットワークが維持されるとともに、郵便局において郵便の他、貯金、保険のサービスが確実に提供されるよう、関係法令の適切かつ確実な運用を図り、現行水準が維持され、万が一にも国民の利便に支障が生じないよう、万全を期すること。

簡易郵便局についても郵便局ネットワークの重要な一翼を構成するものであり、同様の考え方の下で万全の対応をすること。（附帯決議第1項）

- 郵便貯金銀行、郵便保険会社にとっての郵便局ネットワークの重要性等を踏まえ、全国一括の代理店契約が引き続き維持され、さらに、承継計画に対する主務大臣の認可の枠組みの中で、代理店契約等が十年以上の長期にわたり安定的、継続的であることを担保することができる。（第162回 衆・郵政民営化に関する特別委員会（平成17年5月27日）西川副大臣答弁に同旨）

（郵便局舎の賃貸借契約）

- ◎特定郵便局の局舎の賃貸借契約の期間については、業務基盤の安定性を確保する観点から、民間における契約の状況を参考としつつ、長期の契約とするなど、適切な対応を行うこと。また、特定郵便局の局舎の賃貸借料は、現在、適切な算出基準に基づいて算出されているところであり、民営化後も引き続き適切な算出基準に基づく賃貸借料を維持すること。（附帯決議第13項）

- 郵便局舎の賃貸借契約等については、承継計画によって基本的には郵便局会社に引き継がれることになる。（第162回 参・郵政民営化に関する特別委員会（平成17年7月25日）竹中国務大臣答弁に同旨）

（長期・安定的な代理店契約）

◎長期の代理店契約、基金の活用等により、郵便局が長年提供してきた貯金、保険のサービスが民営化後も引き続き提供されるよう配慮すること。そのため、承継計画において、郵便局株式会社と郵便貯金銀行、郵便保険会社の間で移行期間を超える長期・全国一括の代理店契約の締結を明確にすること。なお、基金についても、二兆円規模まで積み立てること。（附帯決議第2項）

○郵便局会社と郵便貯金銀行、郵便保険会社の間の代理店契約に関しては、みなし免許を出すに当たっての条件として長期安定的な代理店契約の存在を義務付けることになるが、政府としては、基本計画を作って、承継計画の中でしっかり明記をしていただき、承継計画の認可を出す中でしっかりと関与していく。（第163回 参・郵政民営化に関する特別委員会（平成17年10月13日）竹中国務大臣答弁に同旨）

（郵便局会社への委託手数料）

○窓口会社への委託手数料の体系については、民営化の時点において、郵便貯金銀行、郵便保険会社及び郵便局会社の業務の適切かつ円滑な承継を可能にするというものであることを、主務大臣は承継計画の審査、認可の際にチェックすることになる。（第162回 衆・郵政民営化に関する特別委員会（平成17年5月31日）細見政府参考人答弁に同旨）

（管理機構からの再委託契約）

○管理機構から郵便貯金銀行、郵便保険会社への業務委託については、郵便局会社との間で全国一括の再委託契約が締結されるということを想定して、再委託契約が実施計画に織り込まれて、内閣総理大臣及び総務大臣が認可を行う際にチェックする仕組みとしている。（第162回 参・郵政民営化に関する特別委員会（平成17年7月19日）竹中国務大臣答弁に同旨）

（特別預金）

○機構と郵貯銀行が承継時に締結する特別預金の契約については、承継の基本計画においてしっかりと記載事項とする。（第162回 参・郵政民営化に関する特別委員会（平成17年7月21日）竹中国務大臣答弁に同旨）

（附帯決議）

○実施計画の認可に当たっては、国会における答弁や参議院での附帯決議を十分に尊重して、その趣旨が生かされるように適切に対処して参る。（第164回 参・総務委員会（平成18年3月14日）竹中国務大臣答弁に同旨）

日本郵政公社の業務等の承継に関する法令等

- 資料 1** 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（抄）
- 資料 2** 日本郵政公社の業務等の承継に関する基本計画
（平成十八年内閣府・総務省告示第一号）
- 資料 3** 日本郵政公社の業務等の承継に係る実施計画に
関する命令（平成十八年内閣府・総務省令第一号）
- 資料 4** 日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画
の作成について（平成18年1月25日付金総
101号・総郵企第9号）

○郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（抄）

（所掌事務等）

第十一条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 郵政民営化の推進に関する総合調整に関すること。
 - 二 郵政民営化の推進のために必要な法律案及び政令案の立案に関すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、郵政民営化に関する施策で重要なものの企画に関する審議及びその施策の実施の推進に関すること。
- 2 本部は、郵政民営化委員会が第十九条第一項第一号又は第百六十三条第五項の規定による意見を述べたときは、その内容を国会に報告しなければならない。

（権限）

第四十二条 経営委員会は、次に掲げる事項の決定を行う。

- 一 実施計画（第百六十三条第一項に規定する実施計画をいう。以下この章において同じ。）の作成（同条第四項の実施計画の変更を含む。以下この章において同じ。）に関する事項の決定
 - 二 郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の設立に関する事項の決定
 - 三 第三十二条の規定による意見の聴取に係る事項の決定
 - 四 前三号に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定
- 2 経営委員会は、前項第一号から第三号までに掲げる事項の決定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

（基本計画）

第百六十一条 内閣総理大臣及び総務大臣は、公社の業務等^(※)の承継会社等への適正かつ円滑な承継を図るため、本部の決定を経て、公社の業務等の承継に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。……………（資料 2）

- 2 基本計画は、次に掲げる事項に関する基本的な事項について定めるものとする。
- 一 承継会社等に引き継がせる業務その他の機能の種類及び範囲
 - 二 承継会社等に承継させる資産、債務その他の権利及び義務
 - 三 承継会社等に引き継がせる職員
 - 四 その他承継会社等への業務等の適正かつ円滑な承継に関する事項
- 3 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の規定により基本計画を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(実施計画)

第百六十三条 内閣総理大臣及び総務大臣は、基本計画を定めたときは、日本郵政株式会社に対し、公社の業務等の承継に関する実施計画（以下「実施計画」という。）を内閣府令・総務省令で定めるところにより作成すべきことを指示しなければならない。……………（資料3）

- 2 実施計画には、第百六十一条第二項各号に掲げる事項を記載するものとする。
- 3 日本郵政株式会社は、第一項の規定による指示があったときは、内閣総理大臣及び総務大臣が定める期間内に基本計画に従い実施計画を作成し、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。……………（資料4）
- 4 日本郵政株式会社は、実施計画を変更しようとするときは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。
- 5 内閣総理大臣及び総務大臣は、前二項の認可をしようとするときは、民営化委員会の意見を聴かななければならない。
- 6 内閣総理大臣及び総務大臣は、第三項又は第四項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(公社の協力)

第百六十四条 前条の規定により日本郵政株式会社が実施計画を作成し、又は変更し、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けようとするときは、公社は、これに協力しなければならない。

(公社の解散及び業務等の承継)

- 第百六十六条** 公社は、この法律の施行の時ににおいて解散するものとし、承継会社等は、その時ににおいて、第百六十三条第三項の認可を受けた実施計画（同条第四項の認可があったときは、変更後の実施計画。以下「承継計画」という。）において定めるところに従い、承継計画において定められた業務等を公社から承継する。
- 2 前項の規定により公社が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(職員の引継ぎ)

第百六十七条 公社の解散の際現に公社の職員である者は、別に辞令を發せられない限り、この法律の施行の時ににおいて、承継計画において定めるところに従い、承継会社のいずれかの職員となるものとする。

※「業務等」とは、業務その他の機能並びに権利及び義務をいう。（第6条第3項）

○日本郵政公社の業務等の承継に関する基本計画 (平成十八年内閣府・総務省告示第一号)

郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号。以下「法」という。）第 161 条第 1 項に規定する基本計画を次のとおり定める。

平成 18 年 1 月 25 日

1 承継会社等に引き継がせる業務その他の機能の種類及び範囲に関する事項

日本郵政公社（以下「公社」という。）の業務その他の機能については、承継会社等（承継会社（日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行（法第 94 条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）及び郵便保険会社（法第 126 条に規定する郵便保険会社をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）をいう。以下同じ。）の目的が達成され、その業務が適切に行われるよう、適正かつ円滑に各承継会社等に引き継がせるものとし、その種類及び範囲は、次を基本とする。

(1) 日本郵政株式会社に引き継がせる機能の種類及び範囲

日本郵政株式会社には、公社の業務（承継の際に現に行っているものに限る。以下同じ。）に係る機能のうち、日本郵政株式会社が次のイからホまでに掲げる業務を適切に行うために必要と認められるものを引き継がせるものとする。

イ 郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社（ロにおいて「子会社」という。）の株式の保有及びこれらの株式会社の株主としての権利の行使

ロ 子会社の経営の基本方針の策定及びその実施の確保

ハ 郵便貯金法（昭和 22 年法律第 144 号）第 4 条第 1 項に規定する施設の譲渡又は廃止をするまでの間における当該施設の運営又は管理

ニ 簡易生命保険法（昭和 24 年法律第 68 号）第 101 条第 1 項に規定する施設の譲渡又は廃止をするまでの間における当該施設の運営又は管理

ホ 日本郵政株式会社がイからニまでの業務と併せて行うことが適当と認められる業務

(2) 郵便事業株式会社に引き継がせる機能の種類及び範囲

郵便事業株式会社には、次の a から d までの公社の業務に係る機能のうち、郵便事業株式会社が次のイからホまでに掲げる業務（二にあっては当該業務を行う場合に限る。）を適切に行うために必要と認められるものを引き継がせるものとする。

イ 郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）の規定により行う郵便の業務

ロ 国の委託を受けて行う印紙の売りさばき

ハ お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号）第 1 条第 1 項

に規定するお年玉付郵便葉書等及び同法第5条第1項に規定する寄附金付郵便葉書等の発行

ニ 国際貨物運送に関する事業を行うことを主たる目的とする者の委託を受けて行う国際貨物運送に関する事業に係る国内貨物運送の業務

ホ 郵便事業株式会社がイから二までの業務と併せて行うことが適当と認められる業務

a 郵便法の規定により行う郵便の業務

b 国の委託を受けて、印紙の売りさばきを行う業務

c お年玉付郵便葉書等に関する法律第1条第1項に規定するお年玉付郵便葉書等及び同法第5条第1項に規定する寄附金付郵便葉書等を発行する業務

d 国際貨物運送に関する事業を行うことを主たる目的とする公社子会社の委託を受けて行う国際貨物運送に関する事業に係る国内貨物運送

(3) 郵便局株式会社に引き継がせる機能の種類及び範囲

郵便局株式会社には、次のaからhまでの公社の業務に係る機能のうち、郵便局株式会社が次のイからホまでに掲げる業務を適切に行うために必要と認められるものを引き継がせるものとする。

イ 郵便事業株式会社の委託を受けて行う郵便窓口業務

ロ 郵便事業株式会社の委託を受けて行う印紙の売りさばき

ハ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第5項に規定する事務取扱郵便局において行う同条第1項第1号に規定する郵便局取扱事務に係る業務

ニ ハのほか、銀行業及び生命保険業の代理業務その他の郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務

ホ 郵便局株式会社がイから二までの業務と併せて行うことが適当と認められる業務

a 郵便法の規定により行う郵便の業務

b 郵便貯金法の規定により行う郵便貯金の業務

c 郵便為替法（昭和23年法律第59号）の規定により行う郵便為替の業務

d 郵便振替法（昭和23年法律第60号）の規定により行う郵便振替の業務

e 簡易生命保険法の規定により行う簡易生命保険の業務

f 国の委託を受けて、印紙の売りさばきを行う業務

g 国の委託を受けて、恩給その他の国庫金の支払を行う業務

h 上記のほか、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条第1項の規定に基づき取り扱う地方公共団体の事務を行う業務その他の郵便局の窓口で取り扱う業務

(4) 郵便貯金銀行に引き継がせる機能の種類及び範囲

郵便貯金銀行には、次のaからkまでの公社の業務に係る機能のうち、郵便貯金銀行が次のイからハまでに掲げる業務を適切に行うために必要と認められる

ものを引き継がせるものとする。

- イ 銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 10 条第 1 項及び第 2 項に規定する業務
- ロ 銀行法第 11 条に規定する業務
- ハ 銀行法第 12 条に規定するその他の法律により営む業務
 - a 郵便貯金法の規定により行う郵便貯金の業務
 - b 郵便為替法の規定により行う郵便為替の業務
 - c 郵便振替法の規定により行う郵便振替の業務
 - d 国の委託を受けて、恩給その他の国庫金の支払を行う業務
 - e 日本郵政公社による国債等の募集の取扱い等に関する法律（昭和 62 年法律第 38 号）第 3 条に規定する業務
 - f 確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）第 2 条第 7 項に規定する確定拠出年金運営管理業（同条第 3 項に規定する個人型年金に係るものに限る。）を行う業務
 - g 日本銀行の委託を受けて、国庫金の取扱いを行う業務
 - h 国家公務員共済組合連合会の委託を受けて、国家公務員共済組合連合会が支給する年金及び一時金の支払に関する事務を行う業務
 - i 郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律（平成 10 年法律第 78 号）第 2 条第 1 項に規定する金融機関の委託を受けて、同法第 4 条第 1 項に規定する金融機関預金受払事務を行う業務
 - j 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 165 号）第 3 条第 1 号に規定する証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等を行う業務
 - k その他の日本郵政公社法（平成 14 年法律第 97 号）第 24 条第 5 項に規定する郵便貯金業務

（５）郵便保険会社に引き継がせる機能の種類及び範囲

郵便保険会社には、簡易生命保険法の規定により行う簡易生命保険の業務に係る機能のうち、郵便保険会社が次のイ及びロに掲げる業務を適切に行うために必要と認められるものを引き継がせるものとする。

- イ 保険業法（平成 7 年法律第 105 号）第 97 条の規定により行う業務
- ロ 保険業法第 100 条に規定する他の法律により行う業務

（６）機構に引き継がせる機能の種類及び範囲

機構には、公社の業務に係る機能のうち、機構が次のイからヌまでに掲げる業務を適切に行うために必要と認められるものを引き継がせるものとする。

（郵便貯金管理業務）

- イ 次に掲げる郵便貯金の管理に関する業務

- ① 通常郵便貯金（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 102 号。以下「整備法」という。）附則第 5 条第 1 項第 1 号に掲げるものに限る。）

- ② 積立郵便貯金
 - ③ 定額郵便貯金
 - ④ 定期郵便貯金
 - ⑤ 住宅積立郵便貯金
 - ⑥ 教育積立郵便貯金
 - ロ 郵便貯金法第 69 条の規定によりされた地方公共団体に対する貸付け及び長期運用予定額として国会の議決を経たもの（郵便貯金資金に係るものに限る。）についての地方公共団体に対する貸付けに関する業務
 - ハ 軍事郵便為替及び外地郵便為替に該当する郵便為替の業務
 - ニ 外地郵便振替貯金に係る郵便振替の業務
 - ホ 郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成 2 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定により委託された寄附金の処理を行う業務
 - ヘ 郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律（平成 8 年法律第 72 号）第 2 条第 2 項の規定により委託された寄附金の処理を行う業務
 - ト 国民生活金融公庫の委託を受けて行う国民生活金融公庫法（昭和 24 年法律第 49 号）第 18 条の 2 第 2 項に規定する貸付けの申込みの受理及び貸付金の交付に関する業務
 - チ 沖縄振興開発金融公庫の委託を受けて行う沖縄振興開発金融公庫法（昭和 47 年法律第 31 号）第 20 条第 2 項に規定する貸付けの申込みの受理及び貸付金の交付に関する業務
（簡易生命保険管理業務）
 - リ 簡易生命保険契約の管理に関する業務
 - ヌ 簡易生命保険法第 88 条の規定によりされた地方公共団体に対する貸付け及び長期運用予定額として国会の議決を経たもの（簡易生命保険資金に係るものに限る。）についての地方公共団体に対する貸付けに関する業務
- （7）公社の機能のうち、（1）から（6）までに定めるもの以外の機能については、（1）から（6）までによりそれぞれの承継会社等に引き継がせることとされる機能と併せて引き継がせることが適当と認められるものを当該各承継会社等に引き継がせるものとする。

2 承継会社等に承継させる資産、債務並びにその他の権利及び義務に関する事項

公社の資産、債務並びにその他の権利及び義務については、承継会社等の目的が達成され、その業務が適切に行われるよう、適正かつ円滑に各承継会社等に承継させるものとし、次を基本とする。

- （1）公社の資産及び債務については、承継会社等の目的が達成され、その業務が適切に行われるよう、各承継会社等に承継させるものとする。また、債務の承継に当たっては、債権者の権利が確保されるよう、配意するものとする。

なお、次の資産については、機構に承継するものとする。

- イ 預金者に対する貸付けに係る債権
- ロ 保険契約者に対する貸付けに係る債権
- ハ 地方公共団体に対する貸付けに係る債権
- ニ 整備法附則第 47 条に規定する特例資産に係る債権

(2) (1) により承継する公社の資産及び債務については、各承継会社等の経営の健全性が確保されるように承継させるものとする。特に、日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社については、銀行法又は保険業法の認可又は免許を付与するために必要な自己資本比率規制の基準、ソルベンシーマージン規制の基準等を満たすよう留意するものとする。

(3) (1) 及び (2) に定めるもののほか、契約に係る権利及び義務その他の権利及び義務については、公社からの業務その他の機能並びに資産及び債務の承継に伴い承継することが適当と認められるものを当該各承継会社等に承継させるものとする。

(注) 承継会社等に承継させる資産及び債務については、別添図（イメージ）を参照。

3 承継会社に引き継がせる職員に関する事項

承継会社に引き継がせる職員については、次を基本とする。

- (1) 承継会社の目的が達成され、その業務が適切に行われるよう、各承継会社に必要な職員を引き継がせるものとする。
- (2) 公社の職員である者を引き継がせる承継会社を定めるに当たっては、公社における従業務などの勤務条件に配慮するものとする。
- (3) 承継職員の賃金、労働時間その他の労働条件を定めるに当たっては、公社の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に配慮するものとする。

4 その他承継会社等への業務等の適正かつ円滑な承継に関する事項

その他承継会社等への業務等（業務その他の機能並びに権利及び義務をいう。以下同じ。）の適正かつ円滑な承継に関する事項については、次を基本とする。

- (1) 利用者の利便の確保

承継の際に郵便局で提供されている役務の水準が維持されることを基本とする等業務等の承継に際しては、利用者の利便の確保が十分に図られるよう適切な措置を講ずるものとする。

- (2) 郵便局の設置

郵便局の設置に関して省令で定める基準を郵便局株式会社が満たしているものとする。

- (3) 承継会社の業務の適切な運営に係る事項

承継会社の目的が達成され、その業務が適切に行われること等承継会社の業務の運営の内容及び見通しを示すものとする。

- (4) 承継の際における承継会社等の業務委託契約等

- イ 郵便事業株式会社

- ① 郵便窓口業務の委託契約を郵便事業株式会社が郵便局株式会社を相手方として締結しているものとする。
- ② 印紙の売りさばきに関する業務の委託契約を郵便事業株式会社が郵便局株式会社を相手方として締結しているものとする。

ロ 郵便局株式会社

郵便事業株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社から受託する業務を適切に実施するための基盤として必要な業務の再委託契約を締結しているものとする。

ハ 郵便貯金銀行

- ① 少なくとも法第 8 章第 3 節の規定の適用を受ける間、業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するための基盤となる銀行代理業者への継続的な業務の委託がされるような委託契約を郵便貯金銀行が郵便局株式会社を相手方として締結しているものとする。
- ② 郵便貯金管理業務の一部を再委託する契約を、郵便貯金銀行が郵便局株式会社を相手方として締結しているものとする。

ニ 郵便保険会社

- ① 少なくとも法第 9 章第 3 節の規定の適用を受ける間、業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するための基盤となる生命保険募集人への継続的な業務の委託がされるような委託契約を郵便保険会社が郵便局株式会社等を相手方として締結しているものとする。
- ② 簡易生命保険管理業務の一部を再委託する契約を、郵便保険会社が郵便局株式会社を相手方として締結しているものとする。

ホ 機構

- ① 郵便貯金管理業務の一部を委託する契約を機構が郵便貯金銀行を相手方として締結しているものとする。
- ② 次に掲げる事項を含む、郵便貯金資産の運用のための預金に係る契約を機構が郵便貯金銀行を相手方として締結しているものとする。
 - i 機構が公社から承継する整備法附則第 5 条第 1 項各号に掲げる郵便貯金の総額に相当する額について、機構が郵便貯金銀行に対する預金に係る債権を取得するものであること。
 - ii 郵便貯金銀行が承継する資産をもって、当該預金の預入に充てるものであること。
 - iii 機構が、郵便貯金の預金者からの預入があったときは、当該預入に係る金銭を郵便貯金銀行に預金として預け入れる義務を負うものであること。
 - iv 郵便貯金銀行が、その資産のうち法第 110 条第 1 項第 2 号ハ及びヘ並びに独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成 17 年法律第 101 号。以下「機構法」という。）第 28 条第 1 項第 2 号に掲げる方法により運用されるもの並びにこれらに準ずるものの合計金額が i 及び iii の預金に係

る郵便貯金銀行の預り金の額の合計金額を下回らない義務を負うものであること。

v 郵便貯金銀行が、法第 8 章第 3 節の規定の適用を受ける間、事業年度ごとに、当該事業年度及び当該事業年度の翌事業年度の末日における iv の資産の額の見通し及びその根拠について、機構に報告する義務を負うものであること。

vi 機構が、v の報告に係る事項について、公表することができるものであること。

③ 簡易生命保険管理業務の一部を委託する契約を機構が郵便保険会社を相手方として締結しているものとする。

④ 次に掲げる事項を含む、簡易生命保険契約に基づき機構が負う保険責任についての再保険の契約を機構が郵便保険会社を相手方として締結しているものとする。

i 公社から承継する簡易生命保険契約に基づき機構が負う保険責任のすべてについて、機構と郵便保険会社との間に再保険関係が成立しているものであること。

ii 郵便保険会社が承継する資産をもって、当該契約の再保険料の支払に充てるものであること。

iii 郵便保険会社が、その資産のうち法第 138 条第 2 項第 2 号及び第 5 号並びに機構法第 29 条第 3 号から第 10 号までに掲げる方法により運用されるものの合計金額が当該契約に基づき郵便保険会社が機構のために積み立てる金額を下回らない義務を負うものであること。

iv 郵便保険会社が、法第 9 章第 3 節の規定の適用を受ける間、事業年度ごとに、当該事業年度及び当該事業年度の翌事業年度の末日における iii の資産の額の見通し及びその根拠について、機構に報告する義務を負うものであること。

v 機構が、iv の報告に係る事項について、公表することができるものであること。

⑤ 機構の保有する貸付債権（2（1）のイからニまでの債権）と同額・同条件の借入契約を機構が郵便貯金銀行及び郵便保険会社を相手方として締結しているものとする。

（5）訴訟参加等

公社を当事者とする訴訟のうち承継会社等に承継させる業務等に係るものについては、承継会社等による訴訟参加その他の必要な措置を講ずるものとする。また、実施計画申請後明らかになる業務等について、帰属する承継会社等を明らかにする等の必要な措置を講ずるものとする。

（6）免許等の特例等

法令の規定により公社の業務等の承継に伴い承継会社等その他の者が受けたも

のとみなされる免許等及び承継会社等その他の者が行ったものとみなされる届出等の特例の内容を明らかにするものとする。

(7) その他

その他、公社の業務等の承継を適正かつ円滑に行うために必要な措置が講じられるよう配慮するものとする。

○日本郵政公社の業務等の承継に係る実施計画に関する命令 (平成十八年内閣府・総務省令第一号)

郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百六十三条第一項の規定に基づき、日本郵政公社の業務等の承継に係る実施計画に関する命令を次のように定める。

(実施計画の骨格の作成)

第一条 日本郵政株式会社は、郵政民営化法（以下「法」という。）第百六十三条第一項に規定する実施計画（以下「実施計画」という。）の骨格（実施計画の作成に当たり、承継会社等（承継会社（日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、法第九十四条に規定する郵便貯金銀行及び法第二百六十六条に規定する郵便保険会社をいう。以下同じ。）及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）をいう。以下同じ。）の概要その他実施計画の作成の考え方を示すものをいう。）を作成し、平成十八年七月三十一日までに内閣総理大臣及び総務大臣に提出しなければならない。

(実施計画に記載する事項)

第二条 実施計画は、法第百六十一条第二項各号（機構については同項第三号を除く。）に定める事項に区分して記載するものとする。

2 実施計画の作成に当たっては、前項に定める事項の概要を併せて作成しなければならない。

(承継会社等に引き継がせる業務その他の機能及び承継会社等が行う業務の種類及び範囲)

第三条 承継会社等に引き継がせる業務その他の機能の種類及び範囲については、当該業務その他の機能の種類に応じてその範囲を明らかにするために適切であると認められる方法により記載するものとする。承継会社等が行う業務の種類及び範囲についても、同様とする。

2 前項の場合において、当該承継会社等が行う業務の種類及び範囲を明らかにするために必要があると認められるときは、当該承継会社等が行う業務に 関し、目録を作成して整理し、又は図面、次の各号に掲げる契約書の案その他の書面を添付するものとする。承継会社等に引き継がせる業務その他の機能の種類 及び範囲についても、同様とする。

一 法第九十八条第二項第二号に規定する条件を満たすための契約に係る契約書の案

二 法第百三十条第二項に規定する条件を満たすための契約に係る契約書の案

三 法第百六十二条第一項第二号イからニまでに規定する契約に係る契約書の案

四 その他重要な業務の委託に係る契約書の案

（承継会社等に承継させる資産、債務その他の権利及び義務）

第四条 承継会社等に承継させる資産、債務その他の権利及び義務については、次の各号に掲げるところにより、それぞれの種類ごとに区分し、当該種類に応じて適切であると認められる方法により記載するものとする。

一 資産及び債務については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づく資産及び債務の区分に準じて区分して記載すること。この場合において、当該資産及び債務の種類を明らかにするために必要があると認められるときは、これらの区分を更に細分して記載すること。また、法の施行の時ににおいて日本郵政公社（以下「公社」という。）が引き受けるものとする承継会社が発行する株式の総数を記載すること。

二 その他の権利及び義務については、その性質に応じて区分して記載すること。

2 前項の場合において、当該権利及び義務の範囲を明らかにするために必要があると認められるときは、当該権利及び義務に関し、目録を作成して整理し、又は図面その他の書面を添付するものとする。

（承継会社に引き継がせる職員）

第五条 承継会社に引き継がせる職員については、公社の職員をいずれの承継会社に引き継がせるかを明らかにするものとする。

2 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

（その他承継会社等への業務等の適正かつ円滑な承継に関する事項）

第六条 第一条から前条までに定めるもののほか、公社の業務等（法第六条第三項に規定する業務等をいう。以下同じ。）の承継会社等への適正かつ円滑な承継に関する事項については、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 承継会社が行う業務について、その運営の内容及び見通しを明らかにすること。

二 承継会社等及び郵便窓口業務等受託者（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第六十七条 第一項に規定する郵便窓口業務等受託者をいう。以下同じ。）が銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）、保険業法（平成七年法律第百五号）その他の関係法令に適合して業務（郵便窓口業務等受託者については、承継会社等から委託又は再委託を受けて行う業務に限る。）を行うこととなることを明らかにすること。この場合において、銀行法又は保険業法において免許を取得しようとする者が申請にあたり添付する書類その他の必要な書面を添付すること。

三 承継会社等への業務等の承継に伴う法その他の関係法令の適用の明確化が図られるよう配慮すること。

四 前三号のほか公社の業務等の承継会社等への適正かつ円滑な承継を図るために必要であると認められる事項については、当該事項及びその事項に対する具体的な措置が明確となるように記載すること。

2 第四条第二項の規定は、前項（第二号を除く。）の場合について準用する。

金 総 1 0 1 号
総 郵 企 第 9 号
平成 1 8 年 1 月 2 5 日

「写し」

日本郵政株式会社
代表取締役社長 西川 善文 殿

内閣総理大臣 小 泉 純一郎

総 務 大 臣 竹 中 平 蔵

日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の作成について

郵政民営化法（平成 1 7 年法律第 9 7 号。以下「法」という。）第 1 6 1 条第 1 項に規定する日本郵政公社の業務等の承継に関する基本計画を別添のとおり定めたので、法第 1 6 3 条第 1 項の規定に基づき、日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画（以下「実施計画」という。）の作成について、下記のとおり指示する。

記

- 1 法第 1 6 3 条第 1 項に規定する内閣府令・総務省令の定めるところに従い、実施計画を作成すること。

なお、法第 1 6 6 条第 1 項の規定による承継の時における郵便貯金銀行及び郵便保険会社の業務の範囲は、日本郵政公社の業務の範囲と同様のものとなるよう、別途、法令により規定する予定であるので、これを前提に実施計画を作成すること。

- 2 法第 1 6 3 条第 3 項に規定する期間は、平成 1 9 年 4 月 3 0 日までとすること。

日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の骨格に対する 郵政民営化委員会の所見

日本郵政株式会社（以下「日本郵政」という。）から、平成18年7月31日付けで「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の骨格」（以下「骨格」という。）が内閣総理大臣及び総務大臣に提出された。

郵政民営化委員会（以下「当委員会」という。）としては、骨格で示された郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の早期上場・処分の方針について、郵政民営化の趣旨に沿うものとして評価するものである。

また、当委員会としては、郵政民営化に関する多様な論点についてタイムリーに調査審議するためには、事柄の性格に応じた仕分けが必要であると考えます。当委員会が郵政民営化における業務遂行能力の構築とイコールフットINGの確保という二つの視点に立つことからすれば、日本郵政が希望する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務については、承継会社の経営に与える影響等とともに、関係する分野に与える影響について幅広く意見聴取等を行うこととしたい。

他方、郵政民営化全般に関わるその他の事項については、日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画（以下「実施計画」という。）の迅速な具体化に資するため、当委員会において留意事項を取り急ぎ取りまとめ公表することとした。その内容は、下記のとおりである。

記

（資産及び負債の点検の実施）

- 1 承継会社各社における事業の基盤となる資産及び負債について、円滑な承継を実現するという観点から、民間における企業会計の標準とその動向を踏まえて、日本郵政公社（以下「公社」という。）における点検を通じ、共通認識を形成すること。

（業務遂行におけるコンプライアンス態勢の整備）

- 2 適正な業務遂行と利用者利便を確保するため、郵政民営化以前から十分な準備を行った上で、社内規程の整備、承継会社各社の責任範囲の明確化、職員研修の充実等を通じて、業務遂行におけるコンプライアンス態勢を整備すること。

（ガバナンス面における内部統制システムの確立）

- 3 グループ全体としてのガバナンスを確立するため、日本郵政を中心とする監査態勢を強化するとともに、リスク管理の機能を含む内部統制システムを整備すること。

（グループ経営における経済合理性と投資家の信認の確保）

- 4 承継会社のグループ経営において、株式会社としての経済合理性を確立するとともに、郵便貯金銀行及び郵便保険会社（以下「金融子会社」という。）に対する投資家の信認に疑義を招かないようにするため、日本郵政とその子会社である承継会社との間の経営資源と権能の適正な配分、金融子会社と事業子会社それぞれの特性に応じた日本郵政による統合的な経営管理と子会社統治、子会社相互間における競争的価格を参照した公正な取引関係について、適確な方針を定め、それを対外的に明確化すること。

（人材の有効活用）

- 5 郵政民営化の円滑な実施のため、公社の職員の帰属先や配置の決定過程において、公社と協力して、きめ細かい対応を行うことや、郵政民営化後における適切な動機付けにより人材の有効活用に努めること。

（郵便局ネットワークの水準の維持等）

- 6 郵便局ネットワークの水準が維持され、郵便局が長年提供してきたサービスが引き続き提供されるよう配慮すること。

（郵便局株式会社の健全経営の確保）

- 7 郵政民営化により国民負担をもたらすことのないよう、郵便局株式会社におけるサービス提供に関し、業務運営の効率化のインセンティブが働くよう業務委託契約を工夫すること、郵便局別損益に基づく効率的な管理を行うこと及び地域に密着した創意工夫を行うことにより、その健全経営を確保すること。